

秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについて

秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成30年11月30日提出

提出者	秦野市議会議員	横山	むらさき
賛成者	同	今井	実
同	同	大野	祐司
同	同	谷	和雄

提案理由

市議会議員の期末手当の支給率を引き上げるため、改正するものであります。

秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例

秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年秦野市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項の表以外の部分中「6月に支給する場合には100分の207.5、12月に支給する場合には100分の212.5」を「100分の212.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（平成30年12月の期末手当支給率の特例）
- 2 この条例による改正後の秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定にかかわらず、平成30年12月1日を基準日とする期末手当の支給率は、100分の217.5とする。

議提議案第5号 秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において、その者が受けるべき議員報酬月額及びこれに100分の20を乗じて得た額を加算した額、<u>100分の212.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; text-align: center; margin-top: 10px;">(略)</div>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において、その者が受けるべき議員報酬月額及びこれに100分の20を乗じて得た額を加算した額、<u>6月に支給する場合には100分の207.5、12月に支給する場合には100分の212.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; text-align: center; margin-top: 10px;">(略)</div>
<p>3-5 (略)</p>	<p>3-5 (略)</p>
<p>附 則</p>	
<p>(施行期日)</p>	
<p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p>	
<p>(平成30年12月の期末手当支給率の特例)</p>	
<p>2 この条例による改正後の秦野市議会議員の議員報酬、費用弁</p>	

償及び期末手当に関する条例の規定にかかわらず、平成30年
12月1日を基準日とする期末手当の支給率は、100分の
217.5とする。